

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から 18 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に被保険者記録を照会したところ、A社に勤めていた期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与支給明細書があるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円となっているが、申立人から提出された平成11年7月から18年5月の給与支給明細書により、申立人は、当該期間において、標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は平成18年6月の給与支給明細書を紛失していることから、同年6月における報酬月額及び厚生年金保険料控除額は確認できないものの、申立人から提出された雇用保険被保険者離職証明書の同年6月賃金額欄には、同年5月以前の賃金額とほぼ同額の賃金額が記載されていることから、同年6月においても、引き続き同年5月以前と同額の厚生年金保険料が控除されていたものと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としているものの、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないほか、事業主は一部従業員の標準報酬月額の引下げの届出を行ったことを認めている上、社会保険事務所が保管している平成 15 年度から 17 年度に事業主から提出された被保険者報酬月額算定基礎届によると、申立人に係る報酬月額はすべて 10 万円と届け出たことが確認できることから、事業主は給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額（34 万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月31日から同年8月1日まで

社会保険事務所（当時）に被保険者記録を照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成3年7月31日となっている。しかし、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことは給料支払明細書から明らかであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、平成3年7月31日となっているが、申立人が所有している給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが確認でき、申立期間である同年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は既に死亡しており証言を得ることができず、関連資料も保存されていないことから、不明であるものの、事業主が申立人に係る資格喪失日を平成3年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行

っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和52年4月1日、資格喪失日が54年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月1日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月1日から同年10月1日まで

平成9年5月30日にA社から、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失日訂正届が提出されたことにより、資格喪失日が昭和54年10月1日に訂正されたものの、申立期間については年金額に反映できない期間となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和52年4月1日、資格喪失日は54年10月1日とされているが、当該資格喪失日については同社が平成9年5月30日付けで、被保険者資格の喪失届の訂正届を提出したことにより、昭和54年9月1日から同年10月1日に訂正されたものであり、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならない期間と記録されている。なお、申立人に係る厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならない期間の始期である資格喪失日は、当該訂正前のオンライン記録では同年9月1日と記録さ

れていたが、被保険者名簿及び同事業所が保管している被保険者資格喪失確認通知書においては同年9月28日であることが確認でき、オンライン記録が異なっている理由について、社会保険事務所（当時）は不明と回答している。

これに対し、申立人は、昭和54年9月1日から同年10月1日までの期間について、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とするよう求めているものであるが、雇用保険記録及び申立人から提出された人事記録並びに退職願から判断すると、申立人は、A社に52年4月1日から54年10月1日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、昭和54年8月の資格喪失時点における社会保険事務所（当時）の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和54年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格喪失日に係る記録を平成10年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月16日から10年1月1日まで

平成10年1月1日付け人事異動により、A社B所から同社C所へ転勤となったが、厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じている。給与から保険料は控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事異動記録及び雇用保険の記録並びに健康保険組合の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務（平成10年1月1日にA社B所から同社C所へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社B所の被保険者資格喪失時点におけるオンライン記録から56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
A 社 B 工場に平成 7 年 5 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は同年 1 月 31 日に資格喪失となっている。この間、夫の扶養に入る手続はしていない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日である平成 7 年 1 月 31 日以降も継続して同社に勤務していたことは、同僚の証言及び雇用保険の加入記録から認められる。

しかしながら、当該事業所本社が保有する申立人に係る 2 枚のパートタイマー雇用契約書によると、時間給及び通勤費のほか、平成 6 年 9 月 12 日から 7 年 3 月 15 日までの期間は「実働時間 7 時間で社会保険及び雇用保険に加入」、同年 3 月 16 日から同年 9 月 15 日までの期間は「実働時間 5.5 時間で雇用保険に加入」と記載されており、当該雇用契約書上では、少なくとも同年 3 月 16 日以降の期間において、申立人は厚生年金保険の被保険者とされない雇用形態であったことがうかがえるところ、申立人から提出された申立期間当時の預金通帳の給与振込額は、当該雇用契約書における実働時間が 7 時間で被保険者とされていた期間と 5.5 時間で被保険者とされなかった期間を比較しても大きな金額の違いが見られず、当該預金通帳の振込額をもって被保険者とされていた時期を確認することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人は平成 7 年 1 月 31 日に被保険者資格を喪失しているが、このことについて、当時の経理担当者を確認したところ「雇用契約書は契約当初のものであり、その内容が変更になった時点で契約書を再度交わし直すことはしていなかった」と証言しており、申立人の健康保険証が申立人の被保険者資格喪失に伴い同年 2 月 1 日に返

納されていることを踏まえると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと推認することはできない。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 7 月 27 日から同年 8 月 27 日まで
(A社)
② 平成 4 年 4 月 29 日から同年 5 月 29 日まで
(B社)

申立期間①及び②において、それぞれの事業所に勤務したが、ねんきん特別便によると、これらの期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の内容であった。給与明細書のとおり申立期間の厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及びA社から提出された入社当初から退職までの期間に係る給与明細書並びに同社からの「厚生年金保険料は翌月の給与から控除していた」との回答により、申立人は申立期間①である平成3年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められるものの、同社が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている退社日と申立人の雇用保険の離職日は同年7月26日と一致している上、申立人も「良く覚えていないが、平成3年7月26日の退社であったような気がする」と申述しており、申立人が申立期間①において同社に勤務していた事実を確認できない。

申立期間②について、申立人から提出されたB社に勤務していた期間の給与明細書及び同社からの「厚生年金保険料は当月の給与から控除していた」との回答により、申立人は申立期間②である平成4年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められるものの、同社が保管している雇用保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の同社における離職日は、申立人の厚生年金保険の資格喪失日と一致し

ていることが確認できる上、同様に同社が保管していた申立人に係るタイムカードによると、申立人の最終勤務日は「平成4年4月20日」と記録されており、申立人も「手元に残っている給与明細書は、平成4年4月20日締めのもので最後なので、その後は出勤していないと思う」と申述していることから、申立期間①と同様に、申立人が申立期間②において同社に勤務していた事実を確認できない。

また、厚生年金保険の被保険者期間は、厚生年金保険法第19条の規定により「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされ、また、資格喪失の時期は、同法第14条第1項第2号の規定により「その事業所又は船舶に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の申立期間①及び②の資格喪失日は、それぞれ社会保険庁（当時）に記録されている日であると認められ、申立人の両申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 39 年 10 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録の照会をしたところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、閉鎖時の事業主及び同僚の証言からうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは、申立人が退職したとされる日より後である昭和 43 年 6 月 1 日であるところ、同事業所に 34 年に入社した同僚は「入社時は厚生年金保険に加入できないことは知っていた。10 年ほど経って会社から厚生年金保険に加入するとの説明を受けた」と証言している上、申立期間において、申立人のほか事業主及び当該同僚の厚生年金保険の加入記録も確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。